

○ 生徒支援部（生活指導）

生活指導

1 登下校の心得

- (1) 生徒は8：35までに登校すること。遅刻した場合は、教師にその理由を述べ、指示を受けること。
- (2) 下校時刻は次のとおりとする。
3月～10月 19：00 11月～2月 18：30
- (3) 自転車及び原付バイクで通学する場合は、事前に届け出て許可を受けること。なお、原付バイク通学に関する詳細は後の規定を参照すること。

2 校内生活の心得

- (1) 毎時間の授業を大切にして、学習に集中した学校生活を送ること。休み時間は落ち着いて過ごすとともに、次の授業の準備時間であることを意識し、速やかに教室移動をすること。
- (2) 掃除時間は、担当場所において責任を持って清掃に励み、校内美化に努めること。普段から学校を清潔で整頓された場所に保つこと。
- (3) 学校の施設・設備は大切に扱い、紛失・破損した場合はすぐに届けること。
- (4) 所持品には記名し、必要以上の金銭や貴重品は学校に持てこないようにすること。所持品を紛失した場合はすぐに届けること。
- (5) 個人ロッカーの鍵の管理をきちんと行い、整理整頓に努めること。鍵を紛失した場合はすぐに届けること。
- (6) 職員室、準備室、特別教室及び事務室に入る時は、担当者の許可を得ること。
- (7) 部活動には積極的に参加し、技術・技能の向上を図るとともに、人間性を高めることを目指して励むこと。
- (8) 携帯電話等の情報通信機器（以下「携帯電話等」）に関する規定は次のとおりとする。
 - ア 校内での携帯電話等の使用は原則として禁止する。使用する場合は、教師の許可を得たうえで、指定された場所で使用すること。
 - イ 携帯電話等を校内へ持ち込む場合は、電源を切り自己の責任により個人ロッカーにて管理・保管すること。
 - ウ 上記のア～イが守られていない場合、又はその他問題が認められた場合は、保護者へ連絡したうえで、担任及び生徒支援部で指導することとする。

3 校外生活の心得

- (1) 常に牛深高校の生徒であることを自覚し、服装や態度を正しくすること。
- (2) 交通法規や交通ルールを守り、交通事故防止に心がけること。
- (3) 事故が起きた場合は、すぐに学校や警察に届けること。
- (4) 公共物を大切にすること。破損した場合はすぐに届けること。
- (5) 外出時は必ず家族に行き先を告げ、午後9時までには帰宅すること。
- (6) パチンコ店や居酒屋等、高校生としてふさわしくない場所に出入りしないこと。また、保護者が同伴しない場合は、カラオケ店（含カラオケボックス）への入場はできない。
- (7) 飲酒、喫煙、有害薬品使用など、法律に反する行為をしないこと。

(8) 家庭の事情等により、アルバイトが必要な場合には、学校に届け出て許可を受けること。

服装・頭髪

1 総則

- (1) 生徒は、登下校、放課後、休日において校内に入りする場合は、学校指定の制服若しくは部活動で許可された服装であること。
- (2) 夏服冬服の着用については、気候等に応じ各自で適宜移行すること。
- (3) 服装・頭髪指導を適宜実施する。
- (4) 装飾品の着用、入れ墨は禁止する。
- (5) 体育や家庭科など、特別な授業のために必要な服装は、担当者の指示を受けること。更衣は、学校が指定する場所で行うこと。
- (6) 部活動においては、部指定の服装（ジャージ、ユニフォーム等）及びシューズの着用を認める。更衣は、部室及び指定された場所で行うこと。

2 制服及び整容について

- (1) 頭髪は、常に清潔さを保ち、進学や就職試験等に相応しい髪型とすること。また、パーマ、染色、脱色などの加工は禁止する。肩線にかかる場合は、紺・黒系の華美でないゴム類で束ねること。
- (2) 学生服は、学校指定の制服を着用すること。変形などしたものの着用は禁止する。学生服の中は指定のシャツを着用すること。指定のスクールセーターの着用は認める。
- (3) ズボンからシャツ出しをしない。スカート丈の長さは、立位で膝頭にかかる程度とする。
- (4) 化粧品の使用は禁止する。眉は整える程度で、極端な剃りや抜き、書き足しはしない。
- (5) 登下校時の靴は華美でないものとし、スリッパやサンダル等での登下校は認めない。
- (6) 上履きは、学校指定のものを使用し、年次・組・名前を明記すること。
- (7) 靴下の、色は紺・黒・グレー・白の無地またはワンポイントとする。タイツは黒とする。なお、式典及び服装指導時は黒の靴下又はタイツを着用する。（どちらを着用するかは、季節に応じて指示する。）
- (8) その他、制服や頭髪等の整容において特別に配慮すべき事情がある場合は、担任等に相談すること。

交通（自転車通学）

1 道路交通法に抵触する行為があった場合は、特別な指導の対象となることがある。

2 通学基準

- (1) 通学距離にかかわらず、自転車通学を希望するものは、校長より自転車通学の許可を受けることができる。自転車通学許可願を提出のうえ、自転車点検を受け、所定の手続きを終えた後、校長が自転車通学を許可する。

3 自転車通学許可条件

- (1) 自転車通学許可願を担任に提出すること。
- (2) 通学に使用する自転車は、①防犯登録証、②整備点検済み TS マークを添付したものとする。TS マークは、傷害補償・賠償責任補償の補償期間が過ぎたら、速やかに更新すること。
- (3) 本校で実施する自転車点検に合格した後、年度ごとに発行するステッカーを貼付すること。
- (4) 本校駐輪場に駐輪するときは、必ず二重ロックを行うこと。
- (5) 雨天時は、雨合羽を着用すること。
- (6) 登下校時の自転車乗車中はヘルメットを着用すること。

4 自転車通学における禁止事項

- (1) 二人乗り、無灯火運転、傘さし運転、携帯電話等を使用しながらの運転など、道路交通法に違反する行為があったときには、一定期間自転車通学を停止することもある。違反を繰り返す、学校の指導に従わない等の悪質な行為があった場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

交通（原付バイク通学）

1 道路交通法に抵触する行為があった場合は、特別な指導の対象となることがある。

2 通学基準

- (1) 原付通学を希望するものは、審議を受け校長より原付通学の許可を受けることができる。原付通学許可願を提出の上、原付点検を受け、所定の手続きを終えた後、校長が原付通学を許可する。

3 免許取得の受験条件

- (1) 原付バイク免許取得希望者は、所定の書類を提出後、校長の許可を受け、受験することができる。
- (2) 免許取得希望生徒・保護者会に出席すること。
- (3) 学業成績が基準を満たしていない場合や、出席状況・学校生活状況が著しく悪い場合は受験を認めないことがある。
- (4) 免許取得者は学校が実施する実技指導講習会及び原付点検に必ず参加すること。
- (5) 道路交通法に違反する行為があったときには、一定期間原付通学を停止することもある。違反を繰り返す、学校の指導に従わない等の悪質な行為があった場合は、原付通学許可を取り消すこともある。

4 受験の期日、場所

- (1) 受験日は原則長期休暇中及び学校が指定した日とする。

アルバイト

1 通常のアルバイト

- (1) 家庭の事情がある場合は許可する。その場合、保護者が生徒を通じて担任に所定の書類を提出したあと、生徒支援部担当者、年次主任、保護者、生徒が出席する面談を実施し、生徒支援部で審議のうえ、校長が許可する。
- (2) アルバイトの開始は1年次の夏季休業明け以降とする。
- (3) 前年度から引き続いてアルバイトを行う場合は、保護者が生徒を通じて担任に所定の書類を提出したあと、生徒支援部担当者による面談を実施し、生徒支援部で審議のうえ、校長が許可する。

2 長期休業中のアルバイト

- (1) 保護者が生徒を通じて部活動顧問及び担任の確認を受け、生徒支援部担当者に所定の書類を提出したあと、生徒支援部で審議のうえ、校長が許可する。

3 臨時のアルバイト

- (1) ハイイヤ祭りや秋祭りの運営及び駐車場係等の臨時のアルバイトは、生徒支援部担当者行事参加許可願を提出したあと、校長が許可する。

部活動

1 各部は、文化・体育部活動で構成する。

- ① 文化部 郷土芸能、パソコン、吹奏楽、総合文化
- ② 体育部 陸上競技、弓道、野球、ソフトテニス（男子）、総合運動